

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録			
招 集 期 日	令 和 元 年 7 月 2 5 日 ( 木 )		
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室		
開 会	7 月 2 5 日 午 前 9 時 3 0 分		
閉 会	7 月 2 5 日 午 前 1 1 時 0 0 分		
教 育 長	戸ヶ崎 勤		
教 育 長 ・ 委 員  出 席 状 況	戸ヶ崎 勤	出 席	
	仙 波 憲 一	出 席	
	鈴 木 晃	出 席	
	土 肥 美 奈 子	出 席	
	木 村 雅 文	出 席	
説 明 員	山上教育部長、星野参事、		
	栗津副参事兼教育総務課長、片岡学務課長、		
	教育政策室川和田担当課長、小須田学校給食課長、福田生涯学習課長、		
	教育総務課榎本主幹		
書 記	教育総務課総務担当 山本副主幹、藤井主事補		
傍 聴 人	4名		

## 会議の経過及び結果

教育長

最近、広告やチラシの中に、スマートフォンを使った学習システムの案内が目立つように感じます。「学習の個別最適化」の波が家庭にも押し寄せつつあります。そんな中、情報機器の扱いに長けてはいても、生徒は文章を書くのは苦手ようです。大学入試の新共通テストに向けたプレテストで記述式問題の成績が悪かったとのこと。スマホで気ままにつぶやけても、文章の内容を簡潔に要約するなど論理的な記述ができていないということでしょうか。

本市で取り組んでいるリーディングスキルの取組が一層重要であると考えています。昔から「読解力は日常のコミュニケーションや読書の積み重ねで培われる」とも言われてきました。一朝一夕には身につかないのは今も昔も変わりません。ゲームなどでバーチャルな刺激のある映像は身近ですが、海の色や風の音など文学作品に書かれる情景が思い浮かばない子もいるというのは寂しい限りです。

現在の「デジタルネイティブ」に対して、今後は「AIネイティブ」の子供たちを教育することになります。レコメンド、つまり自分で欲求する前に、与えられたものだけを消費し続けていると、創造力を発揮した真実の判断ができなくなります。感受性豊かな敏感期にさまざまな経験を積ませること、特に、便利な社会で無刻印キーボードなど「不便さや不快さ」を経験することが、将来、子供の財産になると思っています。

また、XR、つまり、VR、AR、MRなどの進展で、「相対的にリアル（非デジタル）の価値や、「集団を活かした学び」実体験の重要性も再認識されると思います。

セブンペイなど何かと話題のコンビニですが、セルフレジやら顔認証決済やら、人手不足を補う最新技術を駆使した試みが進んでいます。しかし、商いや教育での効率化は難しいものです。余白とか、遊びとか直ちに必要と思えない隙間には次の一手のヒントが潜む気がします。

教 育 長	<p>それでは、ただ今から、令和元年第3回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。初めに、前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいておりますので、御異議がないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>了承</p>
教 育 長	<p>それでは、会議録に御署名をお願いします。</p>
各 委 員	<p>署名</p>
教 育 長	<p>次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。次の案件については、公開することにより事務の公正な執行に支障が生じる案件、人事案件及び議会提出案件となりますので、秘密会で行うこととしてよろしいかお諮りいたします。</p> <p>報告事項④ 令和2年度における指定管理者の選定（図書館上戸田分館等）について</p> <p>報告第7号 戸田市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について</p> <p>報告第8号 戸田市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について</p> <p>報告第9号 戸田市教育委員会事務局職員の人事異動について</p> <p>議案第3号 令和元年度行政評価（案）について</p> <p>議案第4号 令和元年度一般会計（教育委員会関係）9月補正予算（案）について</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>それでは「報告事項④、報告第7号～報告第9号及び議案第3号、議案第4号」は、秘密会とすることに決定いたしました。</p>
教 育 長	<p>はじめに、「教育委員提案」について御報告いたします。以前の教育委員会にて委員より御質問のあった件について報告がございます。</p> <p>① 戸田市の教育における指導主事の役割について（仙波委員）</p> <p>② 戸田市の社会教育について（仙波委員）</p>

	<p>それでは仙波委員から御提案のありました「教育委員提案① 戸田市の教育における指導主事の役割について」を事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>①戸田市の教育における指導主事の役割について報告します。まず、学務課から法的な位置付けについて御説明いたします。</p> <p>既に御承知のこととは存じますが、教育委員会の職務権限について、学校の設置や学校の組織編成、教育課程、学習指導や人事に関する事等があります。</p> <p>指導主事は、学務課と教育政策室に所属しております。指導主事の任用については、県教育委員会と任用について協議する必要があり、教頭候補者名簿に登載されていない者を任用する際には、事前に協議が必要となっております。</p> <p>なお、指導主事に求められる条件は、地教行法第18条のとおり、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的な事項について教養と経験がある者となっております。</p> <p>そして、戸田市教育委員会事務局内の指導主事が所属する学務課と教育政策室はそれぞれ次のような職務を行っています。まず、学務課の指導主事は、県費負担教職員等の人事及び服務に関する事、主として管理に関する事柄を担っております。そして、教育政策室の指導主事については、教育施策の企画立案をはじめ指導に関する事柄を担っております。</p> <p>続きまして教育政策室からは、具体的な業務について御説明いたします。</p> <p>資料5ページ上段を御覧ください。指導主事の業務について、大きく5点にまとめました。この中で本市の特色といえる業務としては大きく二つ、一つ目は学校の教育課程に関する事の中の「指導担当学校訪問」です。この学校訪問は、各学校の実際の授業がどのように行われているかを確認するもので、最も重要な業務のひとつと捉えています。他の市教委でも行っておりますが、その取り組みは各市町村教委によって変わります。</p> <p>本市における学校訪問は一昨年度から変更しました。その特長としては、</p>

一つ一つのすべての授業について指導することと、学校の校内研修と関連させた研究授業を全教師で見合い、教科の専門性を超えたグループ協議をするといったものです。

変更する前は、四つか五つの教科等の研究授業を、教科等のグループに分かれて協議するもので、公開授業の指導は簡単に触れる程度でした。教育改革を進める上で、様々な取組を行いますが、やはり1時間ごとの授業が重要であることから、全授業の指導をしっかりと行う形としました。また、以前の研究授業については、教科に関する専門性は高いものの、教科ごとの壁があり、本来学校で共通であるはずの目指す児童生徒像や指導観、評価観といったものに意識が向かないといった課題があり、現在の形としました。

5 ページ下段は学校訪問の際の指導主事の指導の様子です。公開されるすべての授業一つ一つに丁寧な指導をしております。6 ページ上段は学校訪問の研究協議の様子です。教師が担当している教科にとらわれることなく、教科横断的な視点で協議を行うなど、共通する指導技術や子供の見方などを共有できる有意義な時間になっていると感じています。

6 ページ下段を御覧ください。次に、特色ある業務の二つ目は、4 点目の新たな学び、EBPMに関することについてです。

一つ目については、7 ページ上段を御覧ください。この図は、学校のカリマネと産官学民とのコーディネートの流れを表しています。すでに様々な産官学民と連携していますが、きっかけとしては①のように、指導主事が産官学民のセミナーに出席したり、情報交換をしたりして関係をつくり、そこから②の共同研究などの具体的な取組に進んでいます。このような市教委の取組の積み重ねの中で、③の学校へ取組のメニュー提示を行い、学校が自校のカリマネに応じた主体的な選択を行っていきます。また、④の研修会の講師を招聘したり、場合によっては産官学のセミナーなどに指導主事や関係する学校の教師が講師となったりします。さらに、共同研究の中で、学校は教材の貸与、授業支援をいただきながら、その教材に関する事例や成果を提供していき、WIN-WIN の関係を構築していきます。最近は、

⑤のように市教委を挟まなくても、学校が直接情報交換や共同研究を進めるような形で、自走する例も見られるようになってきました。

最も顕著な具体的な取組例が、7ページ下段の2018年のプログラミングの取組です。様々な産官学民との連携から、各学校が主体的に選択を行い、プログラミングの取組を行いました。このように別々に進めていきながらも、現在は、学校間の情報交換などが進み、よりよいものが横展開され、自然淘汰されていくという形になっています。最初から共通のものをという考え方もあるかもしれませんが、それはトップダウンとなり、学校の主体性を奪うと考えます。このような産官学民との連携により重視しているのは、「過去の教育を大切にしながらも、未来志向の教育とする」ことや、そのための「学校の主体性」を大切にしています。

また、このような産官学民との連携を進める中で、新しい学びに関する研修の企画、運営なども行っています。

最後に、教育政策シンクタンクと連携した主に質的なエビデンスの研究についてです。8ページを御覧ください。本市におけるEBPM推進のポンチ絵です。特に指導主事の業務と関連してくるのは、左上の質的研究に関することです。教育政策シンクタンク主導で、様々な調査から明らかになってくる調査結果は、主に数値的なデータであり、全体的な傾向を示す量的研究と言われる部分であるかと思えます。

例えば、県の学力調査で、学力の伸びが数値的に明らかになりますが、その伸びの質的な分析については、指導主事の役割であると考えています。学力を伸ばしている先生の数値に表すことのできない、優れている指導技術や雰囲気といったこと、また、調査から学力が伸びていないと明らかになった子供の要因分析やその手立てといったことなどについては、先程の規定にもありました「学校教育に関する専門的事項について教養と経験があるもの」である指導主事だからこそできると考えております。

今後も、指導主事の専門性を活かしながら、新たな学びやEBPMの推進の挑戦を進めていきたいと考えております。

教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	本市では、学務課と教育政策室に指導主事が配属されていますが、それはなぜですか。
教 育 長	今後、学校管理職になるに当たり、指導面及び管理面について学ぶ必要があるため、両課に指導主事を配属しています。
委 員	本市の指導主事は比較的若い先生方ですが、指導主事になるに当たり、どのように指導法やスキルを学んでいるのでしょうか。また、戸田市として、どのように指導主事を育成しているのでしょうか。
事 務 局	学校現場における将来のリーダー候補として、学校内で先進的に役割を与えています。また、教頭会や校長会において、勉強会を開催するとともに、学務課や教育政策室内においても、先輩から後輩へ丁寧に指導し育成を図っております。さらに、教育センター研究員制度では、教科ごとに専門性を高めております。
教 育 長	さらに、本市は、教育行政のプロ採用や文科省キャリア官僚の採用などの取組や、産官学民との連携において学びや刺激が多く、指導主事を育成する環境が整っていると思います。
委 員	現場の先生方は学校訪問の際に指導を受けるわけですが、学校訪問は1年に1回なので、できればもっと指導の回数を増やしてほしいと思います。
事 務 局	校長には、学校訪問をきっかけとして指導主事を学校に呼んでほしいとお願いしております。
教 育 長	学校に呼んでもらう回数と指導主事の力量は比例すると考えています。指導主事も学校に評価されているわけです。
教 育 長	それでは他に御質問等がないようですので、続きまして、仙波委員から御提案のありました「教育委員提案② 戸田市の社会教育について」を事務局より説明願います。
事 務 局	②戸田市の社会教育について報告します。

本日御説明する内容は、「1 社会教育とは?」「2 社会教育委員とは?」「3 社会教育主事とは?」「4 戸田市の取組」の4点です。

始めに、資料10ページ上段は社会教育と生涯学習の関係のイメージ図です。ピンク色の枠の中の上段に黒字で「教育による学習」があり、その中に「学校教育」と「家庭教育」が含まれています。「教育による学習」のうち、「学校教育」と「家庭教育」以外の部分が「社会教育」となります。これらを覆う水色の枠が「生涯学習」で、ピンク色の「教育による学習」以外の水色の部分が「自己学習」となります。

下段は、ライフステージ毎の教育を表しており、「家庭教育」は乳幼児から青少年、「学校教育」は就学児童・生徒、「社会教育」は青少年から成人と整理されております。

続きまして、法律の規定について御説明します。11ページ上段、教育基本法第3条で生涯学習の理念として、「国民一人一人が…生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されております。つまり、誰もが、いつでも、どこでも学習することができること、また、その学習成果を社会で生かすことができるということであると考えます。また、同法第12条で社会教育は、「個人の要望や社会の要請にこたえ…」と規定されております。これは、個人の自立に向けた学習のみならず、積極的な社会参加や互助・共助に向けた学習の支援と整理することができると思います。

11ページ下段、社会教育法第2条で社会教育の定義として、「学校教育又は…を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と規定されております。この定義では、社会教育を極めて広い概念で捉えており、実施主体や実施目的に制限がないということであると考えます。市民大学や公民館講座、企業の研修、個人のそろばん教室、カルチャーセンター、個人の読書であろうと、社会教育は広く解釈することができます。ただ、社会教育は、組織

的な教育活動と定義されており、人々の学習活動が組織的に行われ発展的に展開できるように仕組んでいくことが求められています。また第3条では国及び地方公共団体の任務について規定されています。

12 ページ上段、社会教育法第5条で、市町村の教育委員会の事務が規定されています。

下段に生涯学習に関する経緯を整理しました。世界では1965年にユネスコで「生涯教育」の構想が提唱され、日本では1949年に社会教育法が制定、その後、生涯教育や生涯学習の概念が取り入れられ、1990年には生涯学習振興法が制定、2018年には中央教育審議会答申で今後の社会教育の方向性や社会教育施設の役割等が整理され、社会教育の在り方が注目されているところです。戸田市でも、国の動向や市民ニーズ等を踏まえ、組織名称の変更や生涯学習推進計画の策定等を行ってきました。

13 ページ上段に社会教育法上の社会教育委員の役割や構成のほか、市の社会教育委員の概要等を記載しております。また、下段に社会教育委員の職務を記載いたしました。

14 ページ上段は、社会教育主事について整理いたしました。社会教育法では、社会教育主事は都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担うと規定されています。職務の例としては、資料のとおり、社会教育事業の企画から施設主催事業や団体活動の指導・助言等、多岐に渡っております。

15 ページ上段は社会教育主事の配置人数ですが、全国的に年々減少しております。県内は94人で戸田市は0人です。また下段は配置率で全国は57%、埼玉県は53%です。法律上必置の職でありながら、配置していない自治体があるのが現状です。

16 ページからは戸田市の取組で、上段は生涯学習課の組織を整理しました。昨年4月の組織改正で図書館・郷土博物館と統合し、全4担当となり14の施設を所管しております。

下段は生涯学習関連施策で、10周年を迎えた市民大学では今年度25講座増の67講座としました。参加者数も年々増加し、昨年度は延べ3,697人の参加がありました。大学連携講座のほか、市民が企画した講座を公募し選定のうえ実施する市民協働型の講座も実施しています。まちづくり出前講座は市民主催の学習の場に市職員が講師として参加するもので、昨年度は8,629人の参加がありました。

17ページ上段は公民館3館での各種講座で、昨年度は80講座で延べ6,008人の参加がありました。図書館では資料記載の事業を行っておりますが、図書館は生涯学習事業の中心的な知の拠点と位置付けており、図書館を中心とした将来的な生涯学習のビジョンも市民と共に整理していきたいと考えております。郷土博物館では、来年4月の運営再開に向けて、常設展示室のリニューアルを、彩湖自然学習センターでは、入館者数増加等を目的とした3年改善プロジェクトの策定を予定しております。

下段の生涯学習関連施策については、生涯学習課だけでなく、全庁的に健康、スポーツ、防災など幅広く事業を展開しております。

18ページ上段は、今後の社会教育行政等の推進の在り方について整理したものです。教育行政として、社会教育は学校教育や家庭教育と密な連携や支援を基本として、大学やNPOとの連携のほか、今後は、まちづくり、高齢者、企業活動など幅広く関わりを持っていく必要があります。様々な課題解決の中心的な位置に、社会教育・生涯学習があって、組織的にもそれを意識的に展開していく必要があると思います。

下段は現在、第4次戸田市生涯学習推進計画を進めているところであります。今後の社会教育・生涯学習事業はどのように進めていくかを整理しましたが、キーワードは人生100年時代、市民協働、超スマート社会、地域課題解決、リカレント教育、つながり（絆）などであると考えます。様々な外部環境が変化し、本市の課題等も踏まえ、人生100年時代を迎える中で、幼児から高齢者まで多様な市民が自ら主体的に学び、自己実現と地域課題の解決等に向けて、生涯学習を中心とした元気で活躍し続ける

	<p>ことができる「まち」を目指していきたいと考えております。これらについては、市民の皆様と共に今後の方針等を協議していくことも必要であると考えております。</p> <p>先日、開催された社会教育委員会議において、委員から、青少年事業一つにしても、児童青少年課、文化スポーツ課、協働推進課、生涯学習課など、事業内容により複数の窓口と調整する必要があること、また、あいパル・さくらパル・コンパル・公民館など複数の課が所管する地域センターがあり、それぞれの目的の中で統一感なく事業展開しているように思えるが全市的な視点から事業展開していくべきではないか等の御意見をいただきました。やはり、今後は市の組織的にも、様々な事業を把握し調整していく役割が生涯学習課にはあると思います。そのためにも、社会教育主事のような専門的人材の確保などの人員や組織の強化等も必要になってくると考えます。</p> <p>資料の最後に、社会教育・生涯学習事業を中心としたまちづくりを進めていく効果も整理しました。地域課題解決、社会的に孤立しがちな高齢者・障害者・外国人等の支援、郷土愛の醸成、雇用促進と税収増、国保や介護経費の削減、地域の活性化等、多種多様な効果が期待できると考えております。</p>
教育長	何か御質問等がありましたら伺います。
委員	資料がとてもよくまとまっており、大変よくわかりました。社会教育が今後ますます重要になってくるのに社会教育主事の配置率が低いのはなぜでしょうか。
事務局	社会教育に関する職や教員免許を取得し所定の期間教育に関する職にあった上で約40日間の社会教育主事講習を修了する必要がある、資格が取りづらいのが原因の一つです。
教育長	全国的な課題として、教師の中には、資格を持っているにもかかわらず自己申告しない者もいるようです。

	<p>資料18ページにもあるとおり、今後の社会教育のキーワードは学校教育と同じキーワードであり、様々な問題がありなかなか進まないのが現状です。しかし、今後必ず花開くと信じております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは他に御質問等がないようですので、続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」を含めまして9件の報告がございます。</p> <p>① 「戸田市立中学校学校選択制のご案内」冊子の配布について</p> <p>② 学校総合体育大会二市大会の結果及び県大会出場種目について</p> <p>③ 事務（教育枠）採用について</p> <p>④ 令和2年度における指定管理者の選定（図書館上戸田分館等）について【秘密会】</p> <p>⑤ その他</p> <p>秘密会以外の詳細につきまして、各所属長より報告いたします。なお、御質問につきましては、すべての報告が終了したのちに伺います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>①戸田市立中学校学校選択制について報告します。別添青色の冊子を御覧ください。この冊子は、令和2年度戸田市立中学校入学児童を対象に配布したものです。</p> <p>昨年度と大きな変更点はございませんが、より保護者に理解していただけるよう、ページレイアウトや文言の修正を行いました。</p> <p>内容については、2ページには学校選択にあたって特に注意すべきことを、4ページには手続方法を、5ページにはQ&amp;Aを示しました。7ページ以降は、各中学校の紹介になっております。</p> <p>今後、各中学校の受入予定定員数を保護者に対して9月2日に周知し、正式な受入定員数を11月5日に周知します。受入人数につきましては、昨年度と同様、各中学校の校長と協議して最終的な定員数を決定します。定員を超えた場合は、抽選となります。抽選は11月16日（土）に行います。その後、補欠者繰り上げ期間を設け、2月20日（木）が最終決定</p>

	となります。
事務局	<p>②学校総合体育大会二市大会の結果及び県大会出場種目について報告します。</p> <p>資料1 ページを御覧ください。学校総合体育大会二市大会の結果です。下線部分は、草加市との県南大会出場、波線部分は、県大会出場となっております。</p> <p>2 ページを御覧ください。県大会出場の学校、競技、種目一覧です。部活動方針に基づく活動が昨年の9月から実施されて初めての総合体育大会でした。他市は今年4月からの実施でしたので、練習量が他市に比べて減ってしまい、戸田市が不利であるという御意見もいただいております。今年度と昨年度の県大会出場の状況については、昨年度の県大会出場競技は20競技で、今年度は25競技となっております、競技数についても増えております。同じ生徒ではないので、一概には比較できませんが、部活動方針の実施により練習時間は減少しておりますが、競技の勝敗に大きな影響は出ていないのではないかと考えております。</p> <p>練習時間の件に関連して、過日、包括連携協定を結んでいる日本体育大学の杉田正明教授のところに、8月7日に「適切な部活動の在り方」に関する教員研修を行うことから打合せに行っていました。杉田教授は、コーチング学などを御専門にされ、日本サッカー協会男女ナショナルチームのサポートもされている方です。本市の部活動方針にある週2回の休養日の設定、運動時間の週16時間制限、朝練の禁止などについて大変評価していただきました。アメリカのある大学では、週の練習時間が20時間を超えると活動中止になるなど厳しい規則があるということも伺いました。また、運動をしたあとには、普段の睡眠時間プラス2時間のリカバリーが必要で、朝練をしては睡眠が不足するといった御指導もいただきました。部活動方針は、働き方改革の一面もありますが、生徒の心身の育成にとっても重要なものであると感じているところです。</p>
事務局	③事務（教育枠）採用について報告します。

	<p>別添のパンフレットを御覧ください。今年度についても教育枠採用を行います。</p> <p>今年度、教育枠採用で教育政策室に配属された2名の職員は、それぞれPBL、EBPLを担当し、即戦力となっております。また、昨年度採用の職員については、産官学民との連携やEBPM、また、特別支援教育について中心的な役割を担っております。</p>
教育長	次に⑤その他ですが、事務局より何かありますか。
事務局	特になし
教育長	以上で、「報告事項」が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
委員	報告事項①の学校選択制について、高等学校の学校案内などでは、保護者の関心もあることから進路先を載せているかと思えます。公立中学校では進路先を掲載するのは不適切でしょうか。
教育長	中学校によってそもそもの在籍生徒数が大きく異なることや、年度により進学先はかなり変動があること、また、高校選択の幅が多様化しており、入れる学校の選択より入りたい学校の選択を各校とも重視していることから、パンフレットには進学先は掲載しておりません。なお、学校運営協議会では、進学先等についてお知らせしております。
教育長	報告事項②の部活動の件について、説明にもありましたが、日体大の杉田教授の話や部活動方針と試合結果の何らかの相関など、市民に大いに発信してほしいと思えます。
教育長	それでは、他に質問等がないようですので、次第の6その他の「次回の教育委員会の日程（案）」について、事務局より説明願います。
事務局	次回、教育委員会定例会の日程ですが、8月19日（月）午後2時30分からの開催について、お伺いいたします。
教育長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおりで

	よろしいでしょうか。
各委員	了承
教育長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおり決定いたします。次に、その他ですが、事務局から何かございますか。
事務局	特になし
教育長	その他に委員から教育委員提案のテーマについて何かございますか。
委員	教育委員会の Facebook で不登校対策の拠点である「すてっぷ」についての記事を拝見しました。とても素晴らしい取組だと思しますので、詳しく説明をお願いいたします。
事務局	承知いたしました。
委員	先日、戸田中の吹奏楽部に対するプロの方の指導についての新聞記事を拝見しました。部活動サポート事業の一環であると思いますが、事業内容や働き方改革との兼ね合いについて報告してください。
事務局	承知いたしました。
委員	もうすぐ戸田東小・戸田東中の屋内プールが完成するとのことですが、戸田東小・戸田東中及び戸田第一小建て替え工事の進捗状況について報告してください。
事務局	承知いたしました。
委員	今年度も教職員夏季研修会の御案内をいただきました。研修の実施状況や成果等について研修終了後に報告してください。
事務局	承知いたしました。
教育長	それでは、「報告事項④、報告第7号～報告第9号及び議案第3号、議案第4号」を議題といたします。秘密会とすることに決定しておりますので、説明員で議案に関係する職員以外は退席願います。

	【報告事項④及び報告第7号～報告第9号を報告し、議案第3号を議決】
教育長	続きまして、「議案第4号 令和元年度一般会計（教育委員会関係）9月補正予算（案）について」事務局より説明願います。
事務局	<p>まず歳入に関する補正について申し上げます。国庫補助金で実施する教育支援体制整備事業は、特別支援教育の推進を図ることを目的とした事業で、事業総額の1/3を文部科学省が補助する事業となります。3月下旬に申請をしたところ、5月末に内定の連絡がありましたので、国からの補助金となる62万4千円を増額補正するものです。</p> <p>本事業については、本市においては、通級指導教室や特別支援学級の担当教員の育成が課題であることから、特別支援教育アドバイザー2名を小学校6校、中学校1校の合計7校に巡回で配置いたします。この配置により、担当教員へのOJTによるアドバイスが可能となり、指導力の向上が図られるものと考えています。</p> <p>なお、この特別支援教育アドバイザーの配置は、すでに今年度の当初予算において、教育センター費の発達支援事業に予算化されておりますことから、このたびの歳入に対して、歳出の増額補正は行わず、当初予算の該当事業への充当を考えております。</p> <p>次に、国庫委託金で実施するカリキュラムの在り方に関する調査研究については、国の委託研究事業です。歳入については、この事業の研究費である124万2千円を増額補正するものです。</p> <p>具体的には、新たな学習指導要領に基づき、産官学民の人材や物的な資源を活用しながら、学校に応じたカリキュラムを編成し、その取組を報告する研究となります。実際の研究については、戸二小、新曽小、美笹中の3校の研究実施校を中心に、これからの時代に求められる力を児童生徒に育成していくプロジェクト型学習やセサミストリートカリキュラムなどに取り組み、カリキュラムマネジメントの在り方について実践研究を進めていきます。さらに、その取組について、研究発表会などをおして、市内</p>

	<p>外へ情報発信をしております。</p> <p>歳出については、講師謝礼、消耗品、印刷製本費を計上しております。</p> <p>続きまして、図書館・郷土博物館設備改修について、図書館・郷土博物館設備改修工事に関する請負契約約款第25条第6項では、工期内に急激なインフレーション等を生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は請負金額の変更を請求することができるものと規定されております。国からも今回の建設関係のインフレについて、一定の配慮をするよう通知があったところです。この度、受注者からインフレによる請負金額の変更の請求があったことから、本市で変更額を算出し、両者の協議が整いましたので、14,501千円の増額補正を行うものです。</p> <p>また、下段の継続費変更につきましても、同様の理由により、増額補正するものです。</p>
教 育 長	以上で説明が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	インフレによる請負金額の変更の請求というのは、オリンピック需要でしょうか。
事 務 局	震災復興・東京オリンピックによる建設需要の増加に対し、建設技術者や労務者が減少している状況で、労務単価が改正されたことによります。
教 育 長	それでは、他に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第4号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第4号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	それでは、本日の案件等すべて終了いたしましたので、以上をもちまして、本日の教育委員会定例会を閉会いたします。